

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年 2月28日
照会部署名 島根事務センター 管理厚年グループ
照会担当者 アシスタントインストラクター(管理厚年グループ長) 笹岡 功
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 佐々木

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2011-017	本部受付番号 No. 2011-135
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

月額変更届について(2ヶ月遅れで支払われる手当の取り扱い)

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

健保法第43条、厚年法第23条、健保則第26条、厚年則第19条
健保法第41,44条、厚年法第21,24条、健保則第25条、厚年則第18条

(内容)

通勤手当を2ヶ月遅れで支払う事業所において、育児休業の終了後、就業開始と同時に勤務時間短縮へ雇用契約の変更がありました。

下記の事例について月額変更の起算月と、各月の報酬についてご教示ください。(育児休業終了時月額変更届としての申し出はありません。)

【事例】

育児休業開始日 21年11月1日

育児休業終了日 22年3月31日

勤務時間契約変更 22年4月1日より6時間勤務(従前8時間勤務)

基本給: 末日締め、当月20日払い

通勤手当: 翌々月20日払い

賃金台帳 22年4月 基本給 120,000円 通勤手当 0円
 22年5月 基本給 120,000円 通勤手当 0円
 22年6月 基本給 120,000円 通勤手当 30,000円
 (平成22年7月以降も平成22年6月と同様の状態、通勤手当の額は育児休業前と変更なし)

※資格取得直後に通勤手当0円の月が生じますが、取得時の報酬には1ヶ月分の通勤手当を含めて届出をしています。

①本事例の場合、勤務形態の変更による月額変更届について、各月の報酬に1ヶ月分の通勤手当を含めてよろしいでしょうか。

②仮に育休明けの4月分通勤手当額から変更された場合、月額変更届の起算月と各月の報酬はどのように取り扱うのでしょうか。(例:30,000円から20,000円に変更)

＜対応案＞

①について

『月額変更届』

(ア) 勤務形態の変更のあった4月を起算月とし、4,5月の通勤に対して本来支払われるべき通勤手当1ヶ月分を含める。

4月 基本給 120,000円 + 通勤手当 30,000円 = 150,000円

5月 基本給 120,000円 + 通勤手当 30,000円 = 150,000円

6月 基本給 120,000円 + 通勤手当 30,000円 = 150,000円

(イ) 勤務形態の変更のあった4月を起算月とし、通勤手当については支払の実績が確保された6月のみ含める。

4月 基本給 120,000円 + 通勤手当 0円 = 120,000円

5月 基本給 120,000円 + 通勤手当 0円 = 120,000円

6月 基本給 120,000円 + 通勤手当 30,000円 = 150,000円

(ウ) (イ) を適用した場合、通勤手当が支給になった6月を月額変更届の起算月とする。

6月 基本給 120,000円 + 通勤手当 30,000円 = 150,000円

7月 基本給 120,000円 + 通勤手当 30,000円 = 150,000円

8月 基本給 120,000円 + 通勤手当 30,000円 = 150,000円

②について

(A) 勤務形態の変更があった4月を起算月とし、4,5月の通勤に対して本来支払われるべき通勤手当を含める。

『月額変更届（勤務形態の変更）』

4月	基本給 120,000 円 + 通勤手当 <u>20,000</u> 円	= 140,000 円
5月	基本給 120,000 円 + 通勤手当 <u>20,000</u> 円	= 140,000 円
6月	基本給 120,000 円 + 通勤手当 20,000 円	= 140,000 円

(B) 勤務形態の変更のあった4月を起算月とするが、月額変更届では支払実態のない4月及び5月には通勤手当を含めない。

『月額変更届（勤務形態変更）』

4月	基本給 120,000 円 + 通勤手当 0 円	= 120,000 円
5月	基本給 120,000 円 + 通勤手当 0 円	= 120,000 円
6月	基本給 120,000 円 + 通勤手当 20,000 円	= 140,000 円

(C) 固定的賃金（通勤手当）の変動による月額変更届については、変更後の通勤手当の支払いが実績として確保された月の6月を起算月として要否を確認する。

『月額変更届（固定的賃金変更）』

6月	基本給 120,000 円 + 通勤手当 20,000 円	= 140,000 円
7月	基本給 120,000 円 + 通勤手当 20,000 円	= 140,000 円
8月	基本給 120,000 円 + 通勤手当 20,000 円	= 140,000 円

本件について、毎月の通勤に対して支給される通勤手当が給与規定上、翌々月払いとされていることにより、支払実績で月額変更届をみると実態とかけ離れたものになることから、①については（A）、②については（A）と思料します。また、②の（C）については、（A）（B）にかかわらず通勤手当の支払が実績として確保された6月を月額変更届の起算月と考えますがいかがでしょうか。

参考：疑義照会「受付番号 No. 2010-575」

(ブロック本部回答)

隨時改定は一の給与計算期間全てにおいて固定的賃金の変動等が反映された月を起算月とするため、勤務形態の変更に伴う固定的賃金（基本給）の変動に伴う随时改定については、勤務形態の変更のあった4月を起算月とし、起算月から継続する3ヶ月に受けた報酬をその計算の基礎とすることとなる。

よって、①については（イ）、②については（B）となると思料する。また、②について、通勤手当の変更による随时改定は（C）の取扱になると思料する。

しかしながら、事例のように勤務形態の変更により固定的賃金（基本給）の変動があっても、通勤手当の支払が翌々月のために支払の実績がない月が発生し、固定的賃金であるにもかかわらず標準報酬月額決定には反映されず、実態と異なる状況となるため、対応案（ア）、（A）の取扱が妥当とも考えられるところから本部へ照会します。

回答日（又は本部への照会日） 平成23年 3月 3日

回答部署名 中国ブロック本部適用徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）細美 辰雄

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

三戸

(本部回答)

①の事例については、4月を起算月＜対応案（イ）＞として取り扱います。

②の事例については、4月及び6月のそれぞれを起算月として取り扱います。

（参考）平成25年6月7日付【厚年指2013-119】随时改定の事務取扱いにかかる事例集及びQ&A Q2-7

回答日 平成23年4月8日(H25.6.7修正)

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

岡村

(軽微なものについてはグループ長)

(回答提供先)

○					○
機構 LAN 掲載	相談 センター	社 労 士 会	健 保 協 会	年 金 局	HP 掲 載